

## 平成15年国土交通省告示第303号第2号に基づく「一体利用される複数居室の認定基準」について

東京都では、平成15年国土交通省告示第303号第二号に基づき、「二以上の居室が、一体的な利用に供され、かつ、衛生上の支障がないものとして特定行政庁の規則で定める基準」（一体利用される複数居室の認定基準）を以下のとおり定めています。当該基準に適合し、特定行政庁の認定を受けた複数居室は、一室とみなして建築基準法第28条の採光規定を適用することができます。

### ＜一体利用される複数居室の認定基準＞（東京都建築基準法施行細則第34条第1項）

(1) 複数居室（各居室が相互に連続するもの。以下同じ。）のうち、「特定居室」<sup>※1</sup>が以下の要件を満たすこと。

①直接外気に接する採光上支障ない窓等の開口部<sup>※2</sup>（開口部面積が当該特定居室の床面積の1/20以上であるもの）を設けること。

②照明装置（床面で最低照度200lx以上が確保できるもの）を設けること。

(2) 複数居室の各居室を区画する壁が、以下の要件を満たすこと。（開口部を設けないこととしたときに、複数居室の一体利用及び採光に支障がないと知事が認める壁を除く。<sup>※3</sup>）

①当該壁に接する居室間を直接行き来するための出入口を設けること。

②採光上支障ない窓等の開口部<sup>※2</sup>（壁ごとの当該開口部の面積の合計が以下の面積以上のもの）を設けること。

ア 「特定居室」を区画する壁に設ける開口部の面積の合計

〔「特定居室」の床面積の1/5以上又は  
壁の面積<sup>※4</sup>の1/2以上のいずれか大きいほう〕

イ ア以外の壁に設ける開口部の面積の合計

〔壁の面積<sup>※4</sup>の1/2以上〕

(3) 複数居室のうち、「特定居室」の数は2を超えないこと。

(4) 複数居室には、保育所及び幼保連携型認定こども園の保育室以外の居室を含まないこと。

※1 居室に設けられた窓等について、建築基準法に定められた方法により算出した採光に有効な部分の面積の合計が、その居室の床面積の1/5に満たない居室。

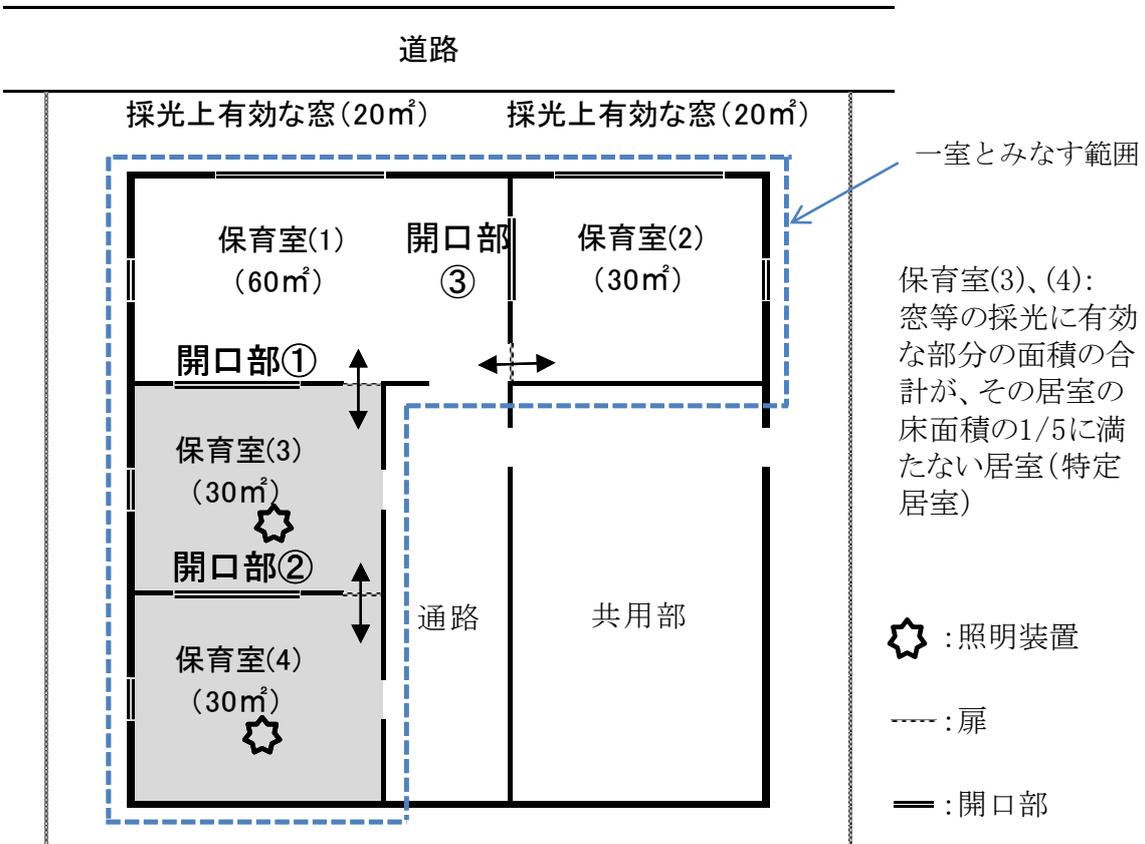
※2 半透明のガラス窓等、採光が確保できる開口部。扉が設けられ、閉鎖状態で採光を確保できない出入口等は除く。

※3 「複数居室の一体利用及び採光に支障がないと知事が認める壁」には、以下の要件を満たすものが該当する。

- ・特定居室同士を区画する壁又は特定居室以外の居室同士を区画する壁であること
- ・当該壁に接する居室が、当該壁以外の(2)の要件を満たす壁により、特定居室以外の居室に接続していること

※4 天井裏や柱の部分を除く壁が室内に面する部分の面積。

<認定基準の適用例>



- ・ 上図の保育室(1)～(4)を全体としてとらえて採光規定を適用。  
採光上有効な窓の面積の合計(40㎡)  $\geq$  保育室(1)～(4)の床面積の合計(150㎡)  $\times$  1/5
- ・ 間仕切壁に一定の面積の開口部を設置。  
開口部①の面積  $\geq$   $\left[ \begin{array}{l} \text{保育室(3)の床面積} \times 1/5 \\ \text{壁の面積} \times 1/2 \end{array} \right]$  のいずれか大きい方  
開口部②の面積  $\geq$   $\left[ \begin{array}{l} \text{保育室(3)の床面積} \times 1/5 \\ \text{保育室(4)の床面積} \times 1/5 \\ \text{壁の面積} \times 1/2 \end{array} \right]$  のいずれか大きい方  
開口部③の面積  $\geq$  壁の面積  $\times$  1/2